第三期中期目標期間 業務実績評価方針及び評価方法について (案)

- 1 効率化による負担の軽減と、的確で効果的な評価の実施
- (1)業務実績報告書について
 - ・年度計画に係る実績(大項目、小項目)と特記事項の記載の整理 など

(2) 評価書について

・全体評価と項目別評価(評定説明)の記載重複する記載内容の整理、大項目の 整理など

- 2 評定についての考え方
- (1)全体評価について

(2) 項目別評価について

- ・都の他の地方独立行政法人については5段階で評定 国立大学法人はこれまでの5段階から第3期は6段階に(自己評価は4段階)
- ・法人の自己評価の段階(SABCの4段階)についても検討

3 分科会の運営

・法人からのヒアリング等の実施方法、キャンパス視察の頻度、学生や教職員との 意見交換など

4 地方独立行政法人法の改正(平成30年4月施行)への対応

- ・第3期の国立大学法人と同様に、4年目終了時の「見込評価」が導入
 - →中期目標期間実績の見込評価結果を受けて、組織・業務全般の検討や次期中期 目標の策定を実施する流れとなる。